

福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会 設置の経緯①

○成年後見利用促進基本計画との関係

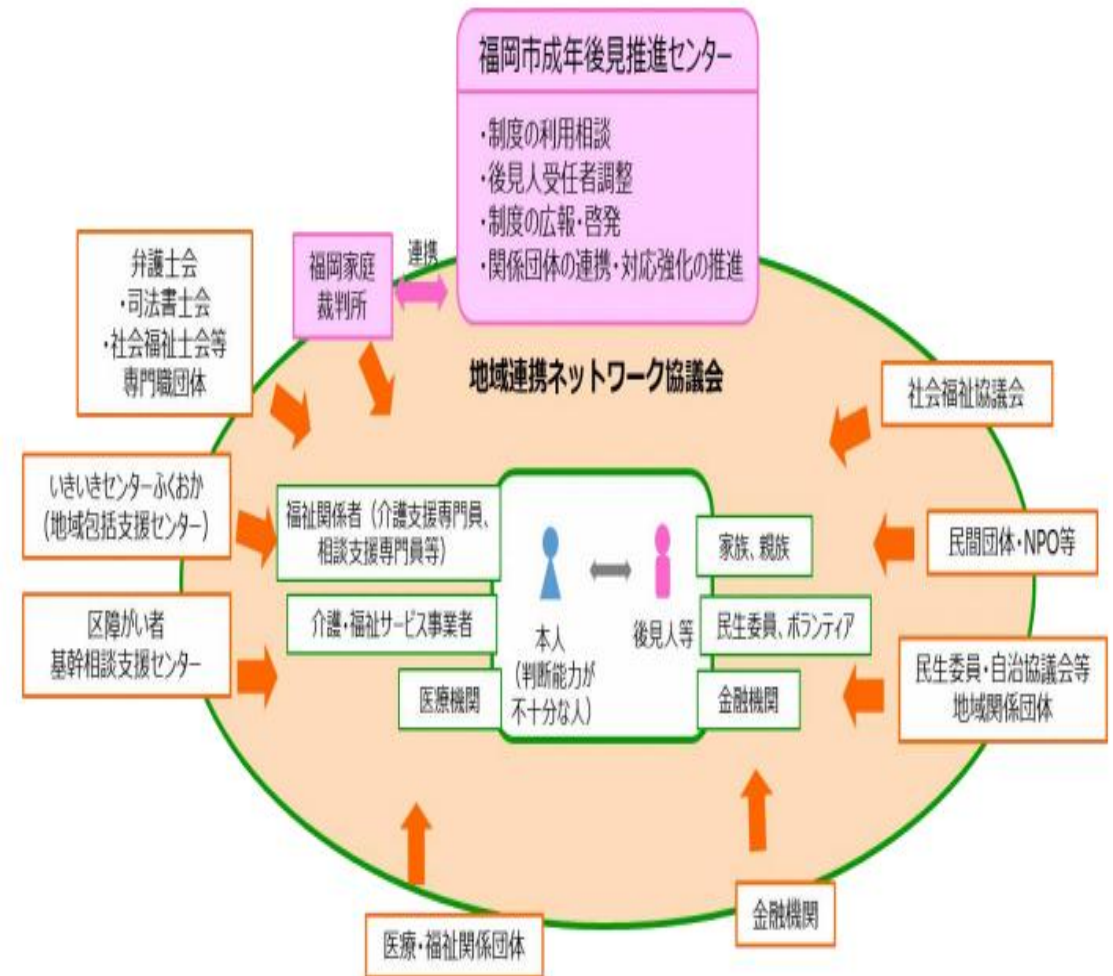
「第二期成年後見利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）では、「地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みをつくっていく必要がある」とされた。

本市においても、これらの支援に携わっている関係機関・団体の連携強化と支援の充実を図るため「福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会」を設置することとなった

【参考】

○第二期成年後見利用促進計画では「地域連携ネットワーク」の仕組みとして「チーム」「協議会」「中核機関」がある

<福岡市の成年後見制度に係る地域連携ネットワーク イメージ図>



ネットワーク協議会 設置の経緯②

・地域包括ケアを実現するため、それぞれの団体が専門性を発揮し取り組む中で「権利擁護」に対する取り組みに関していえば、これまで単一的な取り組みとなってきた印象が強い。



・「チーム」として連携し、協力し合える関係であるために普段から連携強化を推進することにより、地域で「顔が見える」関係ができる。

○後見人受任団体○

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会

○医療機関○

福岡市医師会

○地域支援機関○

地域包括支援センター

福岡県介護支援専門員協会

障がい者基幹相談支援センター

福岡県医療ソーシャルワーカー協会

○地域支援団体○

福岡市民生委員児童委員協議会

福岡市社会福祉協議会

○金融機関○

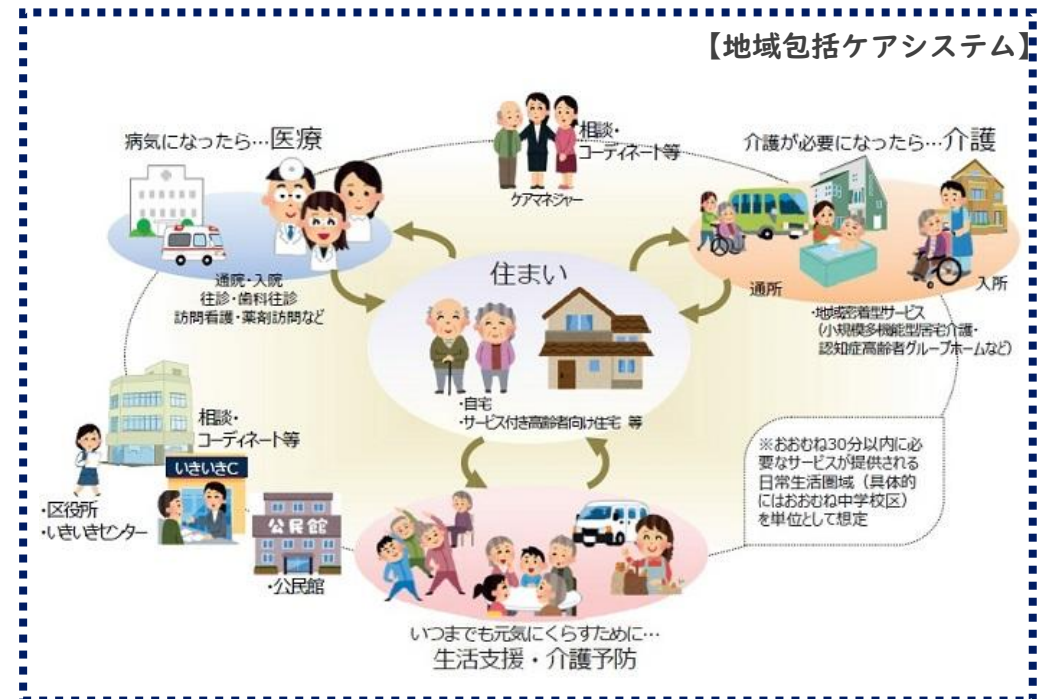
ゆうちょ銀行など

○行政○

区・福祉担当部局

●オブザーバー●

福岡家庭裁判所



あいさつに代えて

- 医療法の改正
- 介護保険法施行
- 成年後見制度
- 障害者権利条約

「インフォームドコンセント」

「セカンドオピニオン」

「脳死は人の死」

「介護保険」 「成年後見制度」

「介護予防」 「自立支援」

「在宅ケア」 「看取り」 「コロナ」・・・

...

この2～30年の間に、社会保障を取り巻く環境は大きく変わった。

「自分の生き方、いわゆる“生き様”を選ぶことのできる時代」

「ここで生きてよかった」と思える街にするために、私たちが今日からできることを、この研修・小さい実を結実させ、各所属・各職能団体の中で水平展開していきましょう！

福岡市における権利擁護支援のスローガン

私は私らしく、

あなたはあなたらしく

～「自分で決める！」を支えます～

福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会

